

公共施設の

使用料減免を見直します

来年4月1日使用分から変更予定

令和9年4月1日から、公民館など各公共施設の使用料が変わります。併せて、**使用料の減免制度の適正化に向けた見直しを予定**しています。

7月中旬以降に各施設で見直し案をお知らせします。公平性を確保し、今後も公共施設を維持していくため、ご理解とご協力をお願いいたします。

現状の課題

使用料の減免制度は長年見直しを行っておらず、次の課題が生じています。

- ▲ 維持管理コストの増
- ▲ 減免分を市税等で負担
→ 利用者と未利用者の公平性に欠ける
- ▲ 全額免除：キャンセル料なし
→ 安易な予約取消
→ 他の利用機会の損失

見直しの基本原則

1 利用者負担

施設利用の対価として利用者の負担を原則とします。

2 一部減免の設定

減免の必要性や受益者負担とのバランスにより、**75%減免**や**50%減免**などの一部減免を設定します。

3 全額免除の対象を限定

全額免除は市主催・共催事業などに限定します。

見直し対象 大半の利用団体が全額免除されている施設を中心に見直します。

- ◆ 公益性等を勘案して減免対象・割合を設定
- ◆ 受益者負担の原則を踏まえて見直し

主な見直し施設

公民館、総合福祉センター、地域交流センター、男女共同参画センター など

R8.7月	8月	9月	10月	11~3月	R9.4月
免除団体説明、利用者周知		減免周知、減免申請受付等		新料金 新減免基準 スタート	
合同説明会		パブリックコメント		減免基準	

みんなで支えあい、必要な施設を未来へつなぐ

利用と負担の
適正化

公平な利用ルールと適切な負担で
持続可能な行財政運営を目指します

郡山市財務部財政課

電話 024-924-2071

メール zaisei@city.koriyama.lg.jp